

今回は『現物給与』のお話です。従業員さんに食事の支給や商品の値引販売をしている方も多いかと思います。このような、いわゆる現物給与も給与等にあたり、ある一定の条件を満たさない場合は、給与所得として、課税の対象になることがあります。

## ～従業員の方たちに、食事代出しすぎていませんか？～

下記の要件を満たせないものは、給与としての報告が必要になりますので、注意してください。

### 食事の支給

食事代の支給については、事業主が調理して支給する場合には、材料等の金額により、事業主が購入により支給する場合には、購入価格により評価します。

#### ・昼食代の支給

昼食代については、使用人等が1/2以上を負担し、かつ事業主負担が月額3500円以下の場合には、課税されません。

#### ・残業食事代の支給

通常の勤務時間外の勤務のために支給する食事代については、課税されません。

### 制服などの支給

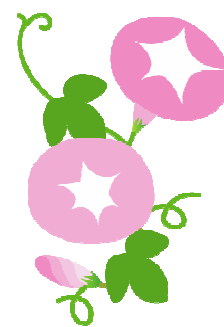
使用人等に対して、専ら勤務場所でのみ着用される制服や作業服などを支給又は貸与した場合には、課税されません。なお、現金で被服費用として支給する場合には、課税されます。

### 値引き販売

使用人等に対する値引き販売については、以下の要件をすべて満たすものに限り、非課税とされます。

#### 【非課税とされる要件】

- ①販売価格が仕入価格以上であること
- ②通常の販売価格の70%以上であること
- ③値引率が役員を含め全社員一律であること
- ④家事に使用するためのものであること



### 事業主負担のレクリエーション費用(会食・慰安旅行など)

#### ・原則的取扱い

事業主負担のレクリエーションのうち、以下の要件を満たすものは、非課税とされます。

#### 【非課税とされる要件】

- ①旅行に要する費用が4泊5日以内であること
- ②全従業員の50%以上が参加すること

#### ・不参加者に対して金銭を支給した場合の取扱い

不参加者に対して金銭を支給した場合には、不参加の理由によりそれぞれ以下のように取り扱います。  
業務上の都合による不参加⇒不参加者に対する金銭の支給は、給与として課税されます  
自己都合による不参加 ⇒参加者及び不参加者とも給与として課税されます